

構造等に関する基準 並びに 点検の方法

(水質汚濁防止法施行規則から抜粋、一部加工あり)

1 施設本体が設置される床面及び周囲の構造等に関する基準及び点検の方法

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の本体（地下貯蔵施設を除く）が設置される床面及び周囲

A基準

施設本体が設置される床面及び周囲は、有害物質を含む水の地下への浸透及び施設の外への流出を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。ただし、施設本体が設置される床の下構造が、床面からの有害物質を含む水の漏えいを目視により容易に確認できるものである場合にあっては、この限りでない。

- 一 次のいずれにも適合すること。
 - イ 床面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料による構造とし、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。
 - ロ 防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受皿又はこれらと同等以上の機能を有する装置（以下「防液堤等」という。）が設置されていること。

二 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

B基準

施設本体（平成24年6月1日に存するものに限る。）が設置されている床面及び周囲のうち上記A基準に適合しないものに係る基準については、当該床面及び周囲が次の各号のいずれかに適合するものであること。

- 一 次のいずれにも適合すること。
 - イ 施設本体が床面に接して設置され、かつ、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面がA基準第一号イの基準に適合しない場合であって、施設本体の下部以外の床面及び周囲についてA基準に適合すること。
 - ロ 施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等を確認するため、漏えい等を検知するための装置を適切に配置すること又はこれと同等以上の措置が講じられていること。

二 施設本体が、有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるよう床面から離して設置され、かつ、施設本体の下部の床面がA基準第一号イの基準に適合しない場合であって、施設本体の下部以外の床面及び周囲についてA基準に適合すること。

C基準

改正法施行前に設置されている既存の施設のうち、A基準及びB基準を満たさない施設については、平成27年5月31日まで構造等に関する基準は適用されない。点検の方法及び回数C基準が適用される。

点検及び回数 A基準

有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設定備	点検を行う事項	点検の回数
一 施設本体が設置される床面及び周囲（第八条の三ただし書に規定する場合を除く。）	床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	一年に一回以上
	防液堤等のひび割れその他の異常の有無	一年に一回以上
二 施設本体が設置される床面及び周囲（第八条の三ただし書に規定する場合に限る。）	床の下への有害物質を含む水の漏えいの有無	一月に一回以上

点検及び回数 B基準

一 施設本体が設置される床面及び周囲	床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	一年に一回以上
	防液堤等のひび割れその他の異常の有無	一年に一回以上

点検及び回数 C基準

一 施設本体が設置される床面及び周囲	床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	一月に一回以上
--------------------	------------------------	---------

2 施設本体の点検の方法

(地下構造に関するものを除き構造等に関する基準の規定なし)

点検及び回数

有害物質使用特定施設 若しくは有害物質貯蔵指 定施設の構造又は当該施 設の設備	点検を行う事項	点検の回数
施設本体	施設本体のひび割れ、亀裂、損 傷その他の異常の有無	一年に一回以上
	施設本体からの有害物質を含 む水の漏えいの有無	一年に一回以上。

施設本体が設置される床面及び周囲の構造等に関する基準が、B基準に該当する場合には、施設本体について次の点検が必要となる。

施設本体	施設本体のひび割れ、亀裂、損 傷その他の異常の有無	一年に一回以上
	施設本体からの有害物質を含 む水の漏えいの有無	一月に一回以上。ただし、目 視又は漏えい等を検知するた めの装置の適切な配置以外の 方法による施設本体からの有 害物質を含む水の漏えい等の 有無の点検を行う場合にあっ ては、当該方法に応じ、適切 な回数で行うものとする。

3 施設に付帯する配管等（地上に設置する場合）の構造等に関する基準及び点検の方法

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続する配管、継手類、フランジ類、バルブ類及びポンプ設備（有害物質を含む水が通る部分に限る。以下、「配管等」という。）

A基準

配管等は、有害物質を含む水の漏えい若しくは地下への浸透（以下「漏えい等」という。）を防止し、又は漏えい等があつた場合に漏えい等を確認するため、配管等を地上に設置する場合は、次のイ又はロのいずれかに適合すること。

イ 次のいずれにも適合すること。

- (1) 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。
- (2) 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。
- (3) 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。

ロ 有害物質を含む水の漏えいが目視により容易に確認できるように床面から離して設置されていること。

B基準

配管等（平成24年6月1日に存すものに限る。）のうちA基準に適合しないものに係る基準については、当該配管等が次に適合するものであること。

配管等を地上に設置する場合は、有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるように設置されていること。

C基準

改正法施行前に設置されている既存の施設のうち、A基準及びB基準を満たさない施設については、平成27年5月31日まで構造等に関する基準は適用されない。点検の方法及び回数はC基準が適用される。

点検及び回数 A基準

有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数
四 配管等（地上に設置されている場合に限る。）	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	一年に一回以上
	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	一年に一回以上

点検及び回数 B基準

二 配管等（地上に設置されている場合に限る。）	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	六月に一回以上
	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	六月に一回以上

点検及び回数 C基準

一 配管等（地上に設置されている場合に限る。）	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	六月に一回以上
	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	六月に一回以上

4 施設に付帯する配管等（地下に設置する場合）の構造等に関する基準及び点検の方法

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続する配管、継手類、フランジ類、バルブ類及びポンプ設備（有害物質を含む水が通る部分に限る。）

A基準

配管等は、有害物質を含む水の漏えい若しくは地下への浸透を防止し、又は漏えい等があつた場合に漏えい等を確認するため、配管等を地下に設置する場合は、次のいずれかに適合すること。

イ 次のいずれにも適合すること。

- (1) トレンチの中に設置されていること。
- (2) (1)のトレンチの底面及び側面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料によることとし、底面の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。

ロ 次のいずれにも適合すること。

- (1) 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。
- (2) 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。
- (3) 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。

ハ イ又はロに掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

B基準

配管等（平成24年6月1日に存すものに限る。）のうちA基準に適合しないものに係る基準について、当該配管等を地下に設置する場合は、有害物質を含む水の漏えい等を確認するため、次のいずれかに適合すること。

イ トレンチの中に設置されていること。

ロ 配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。

ハ イ又はロと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

C基準

改正法施行前に設置されている既存の施設のうち、A基準及びB基準を満たさない施設については、平成27年5月31日まで構造等に関する基準は適用されない。点検の方法及び回数はC基準が適用される。

点検及び回数 A基準

有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数
五 配管等（地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合に限る。）	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	一年に一回以上
	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	一年に一回以上
	トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	一年に一回以上
六 配管等（地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合を除く。）	配管等の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	一年に一回以上。ただし、配管等の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。 ^{*1)}
*1) 危険物の規制に関する規則第六十二条の五の三に規定する地下埋設配管であつて消防法第十一条第五項に規定する完成検査を受けた日から十五年を経過していないものである場合又は配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置若しくは配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられ、かつ、有害物質を含む水の漏えい等の点検を一月（有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、三月）に一回以上行う場合にあっては、三年に一回以上。		

点検及び回数 B基準

二 配管等（地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合に限る。）	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	六月に一回以上
	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	六月に一回以上
	トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	六月に一回以上
三 配管等（地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合を除く。）	配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	一月（有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、三月）に一回以上

点検及び回数 C基準

三 配管等（地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合を除く。）	配管等の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	一年に一回以上。ただし、配管等の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。
--	---	--

5 施設に接続する排水溝等の構造等に関する基準及び点検の方法

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続する排水溝、排水ます及び排水ポンプ等の排水設備（有害物質を含む水が通る部分に限る。以下、「排水溝等」という。）

A基準

排水溝等は、有害物質を含む水の地下への浸透を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

- 一 次のいずれにも適合すること。
 - イ 有害物質を含む水の地下への浸透の防止に必要な強度を有すること。
 - ロ 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。
 - ハ 排水溝等の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。

二 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

B基準

排水溝等（平成24年6月1日に存すものに限る。）のうちA基準に適合しないものに係る基準については、当該排水溝等が次の各号のいずれかに適合するものであること。

- 一 排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置又は排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられていること。

二 前号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

C基準

改正法施行前に設置されている既存の施設のうち、A基準及びB基準を満たさない施設については、平成27年5月31日まで構造等に関する基準は適用されない。点検の方法及び回数はC基準が適用される。

点検及び回数 A基準

有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設定の設備	点検を行う事項	点検の回数
七 排水溝等	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	一年に一回以上*2)
*2) 排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置の適切な配置、排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられ、かつ、有害物質を含む水の地下への浸透の点検を一月（有害物質の濃度の測定により地下への浸透の有無の点検を行う場合にあつては、三月）に一回以上行う場合にあつては、三年に一回以上。		

点検及び回数 B基準

排水溝等	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	六月に一回以上
	排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無	一月（有害物質の濃度の測定により地下への浸透の有無の点検を行う場合にあつては、三月）に一回以上

点検及び回数 C基準

四 排水溝等	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	一月に一回以上。ただし、目視が困難な場合において、目視以外の方法による排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無の点検を行う場合にあつては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。
	排水溝等の内部の水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無	一年に一回以上。ただし、排水溝等の内部の水の水位の変動の確認以外の方法による排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無の点検を行う場合にあつては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。

6 地下貯蔵施設の構造等に関する基準及び点検の方法

有害物質貯蔵指定施設のうち地下に設置されているもの

A基準

地下貯蔵施設は、有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

- 一 次のいずれにも適合すること。
 - イ タンク室内に設置されていること、二重殻構造であることその他の有害物質を含む水の漏えい等を防止する措置を講じた構造及び材質であること。
 - ロ 地下貯蔵施設の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、地下貯蔵施設が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。
 - ハ 地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設置することその他の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること。

二 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

B基準

地下貯蔵施設（平成24年6月1日に存すものに限る。）のうちA基準に適合しないものに係る基準については、当該地下貯蔵施設が次の各号のいずれかに適合するものであること。

- 一 次のいずれにも適合すること。
 - イ A基準第一号ハに適合すること。
 - ロ 地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は地下貯蔵施設における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。
- 二 次のいずれにも適合すること。
 - イ A基準第一号ハに適合すること。
 - ロ 有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、内部にコーティングが行われていること。

三 前二号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

C基準

改正法施行前に設置されている既存の施設のうち、A基準及びB基準を満たさない施設については、平成27年5月31日まで構造等に関する基準は適用されない。点検の方法及び回数にはC基準が適用される。

点検及び回数 A基準

有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設定	点検を行う事項	点検の回数
八 地下貯蔵施設	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	一年に一回以上とする。ただし、地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。 ^{*3)}
*3) 危険物の規制に関する政令第十三条第一項に規定する地下貯蔵タンク又は同条第二項に規定する二重殻タンクであつて消防法第十一条第五項に規定する完成検査を受けた日から十五年を経過していないものである場合又は地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置若しくは地下貯蔵施設における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられ、かつ、有害物質を含む水の漏えい等の点検を一月（有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、三月）に一回以上行う場合にあっては、三年に一回以上とする。		

点検及び回数 B基準

一 地下貯蔵施設（二の項に掲げるものを除く。）	地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	一月（有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、三月）に一回以上
二 地下貯蔵施設（前項第二号に適合するもの及び前項第三号に適合するもの（第二号と同等以上の効果を有する措置が講じられているものに限る。）に限る。）	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	一年に一回以上。ただし、地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。

点検及び回数 C基準

五 地下貯蔵施設	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	一年に一回以上。ただし、地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。
----------	---	--

7 使用の方法に関する基準及び点検の方法

A基準及びB基準

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法は、次の各号のいずれにも適合することとする。

- 一 次のいずれにも適合すること。
 - イ 有害物質を含む水の受入れ、移替え及び分配その他の有害物質を含む水を扱う作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行うこと。
 - ロ 有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認その他の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること。
 - ハ 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること。
- 二 前号に掲げる使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた管理要領が明確に定められていること。

C基準

改正法施行前に設置されている既存の施設のうち、A基準及びB基準を満たさない施設については、平成27年5月31日まで構造等に関する基準は適用されない。点検の方法及び回数はC基準が適用される。

点検及び回数 A基準及びB基準

使用の方法に関する点検は、上記に規定する管理要領からの逸脱の有無及びこれに伴う有害物質を含む水の飛散、流出又は地下への浸透の有無について、一年に一回以上点検を行うものとする。

点検及び回数 C基準

施設に係る作業に伴う有害物質を含む水の飛散、流出又は地下への浸透の有無について、一年に一回以上点検を行うものとする。